

平成22年第6回沖縄県議会

( 12月定例会 )

知事提出議案説明要旨

平成22年12月10日提出

沖 縄 県

平成22年第6回沖縄県議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案5件、条例議案8件、議決議案15件の合計28件であります。

それではまず、甲第1号議案から甲第5号議案までの予算議案について、御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）」は、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費のほか、国の「経済対策」に対応した事業などの経費について130億5,724万4千円を計上しており、これを既決予算額6,153億4,074万7千円に加えた改予算額は、6,283億9,799万1千円となります。

歳出の主な項目について、御説明申し上げますと、投資的経費は115億9,627万4千円で、そのうち、普通建設補助事業が、新石垣空港の用地造成工事などで113億1,343万8千円、普通建設単独事業は、森林資源研究センターの移転整備に伴う実施設計などで、1億5,035万2千円とな

っております。

その他の経費は、14億6,097万円となっており、そのうち、物件費は、天然ガス資源緊急開発調査事業など 11億603万円、補助費等は、介護保険給付費等の増に伴う県負担に要する経費など 2億3,494万円となっております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金	103億2,292万2千円
県債	10億5,820万円
繰越金	7億8,100万4千円
地方交付税	7億7,336万6千円

などとなっております。

甲第2号議案「平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、那覇浄化センターの設備増設工事について、所要の補正を行うものであります。

甲第3号議案「平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）」は、自由貿易地域那覇地区内の物流保税倉庫などの整備について、所要の補正を行うものであります。

甲第4号議案「平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」は、離島診療所の医療機

器整備等について、所要の補正を行うものであります。

甲第5号議案「平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）」は、名護本部送水施設の整備について、所要の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第8号議案までの条例議案について、御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料等の額を改める必要があるため、条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、異動に係る地域手当を廃止する等の必要があるため、条例を改正するものであります。

乙第3号議案「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例」は、外国の地方公共団体の機

関等に派遣される一般職の職員の給与の支給割合を改める等の必要があるため、条例を改正するものであります。

乙第4号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、給与の額を減ずる特例措置の一部を廃止する必要があるため、条例を改正するものであります。

乙第5号議案「沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例」は、文化、観光及びスポーツに関する施策を総合的に実施するために文化観光スポーツ部を設置するほか、環境施策を強化するために環境部門の部を再編する等の必要があることから、条例を改正するものであります。

乙第6号議案「沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、出会い系喫茶が店舗型性風俗特殊営業として規制されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、条例を改正するものであります。

乙第7号議案「地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、沖縄県教育委員会の職務権限に属するスポーツに関する事務及び文化に関する事務を、知事が管理し、及び執行することとする必要があるため、条例を制定するものであります。

乙第8号議案「沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」は、善良の風俗及び清浄な風俗環境を害する行為等を防止するため、出会い系喫茶営業について営むことを禁止する等の必要があることから、条例を改正するものであります。

次に、乙第9号議案から乙第23号議案までの議決議案について、御説明申し上げます。

乙第9号議案「工事請負契約について」は、南北大東地区海底光ケーブル敷設等工事の請負契約の締結について、乙第10号議案「工事請負契約について」は、伊良部大橋橋梁整備第6期工事の請負契約の締結について、いずれも議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により、議決を求めるものであります。

乙第11号議案及び乙第12号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、伊良部大橋橋梁整備第5期工事の設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。

乙第13号議案「違約金存否確認等請求調停事件の調停について」は、係属中の調停事件について調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第14号議案から乙第18号議案までの「指定管理者の指定について」は、公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。

乙第19号議案「当せん金付証票の発売について」は、平成23年度において沖縄県が発売する当せん金付証票の発売総額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議決を求め

るものであります。

乙第20号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収する必要があることから、土地改良法第90条第10項の規定により議決を求めるものであります。

乙第21号議案「公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県が大宜味村に代わって行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業に要する経費の一部を、当該公共下水道管理者である大宜味村に負担させる額を定めるため、過疎地域自立促進特別措置法第15条第7項の規定により議決を求めるものであります。

乙第22号議案「流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について」は、中城湾流域下水道事業の全体計画の見直しにより、関係市村の建設負担金の負担率を変更するため、下水道法第31条の2第2項の規定により議決を求めるものであります。

乙第23号議案「国土交通大臣の作成する漢那



ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について」は、特定多目的ダム法第4条第1項の基本計画の変更について、同法第4条第4項の規定により国土交通大臣から意見を求められたので、同項の規定により議決を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。